

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件三件 四六
- 計量器の定期検査を実施する件 四九
- 県営土地改良事業計画を定めた件 四九
- 道路の区域を変更する件 四九
- 道路の供用を開始する件 四〇
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件二件 四〇
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があつた件 四〇
- 正 誤 四一
- 平成二十五年四月二十六日付け定例第二千四百八十二号中 四一

告 示

福島県告示第五百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十五年九月三日から平成二十六年一月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年九月三日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
福島駅西口ショッピングセンター 福島県福島市公事田六番七ほか五十筆
- 二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

- （変更前）別紙書面のとおりに
（変更後）別紙書面のとおりに
変更した年月日
- 三 別紙書面のとおりに
届出年月日
平成二十五年八月二十日
- 四 届出をした者
東日本旅客鉄道株式会社
- 五 「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所において縦覧に供する。
（商業まちづくり課）

福島県告示第五百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十五年九月三日から平成二十六年一月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年九月三日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
JR郡山市民市場 福島県郡山市燧田百九十五番地
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
（変更前）別紙書面のとおりに
（変更後）別紙書面のとおりに
変更した年月日
- 三 別紙書面のとおりに
届出年月日
平成二十五年八月二十日
- 四 届出をした者
東日本旅客鉄道株式会社
- 五 「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所において縦覧に供する。
（商業まちづくり課）

福島県告示第五百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年九月三日から平成二十六年一月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年九月三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

会津若松ショッピングセンター 福島県会津若松市駅前町四十番ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

変更した年月日

別紙書面のとおり

届出年月日

平成二十五年八月二十日

届出をした者

東日本旅客鉄道株式会社

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所において縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百六十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
平成二十五年九月三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
双葉郡広野町	非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三二九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	一〇月三日 午後一時三〇分から 午後三時まで	広野町公民館

右に掲げる町

右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの

一〇月四日から二日
一日まで(土曜日、日
曜日及び一〇月一四日
を除く。)

午前二〇時から
午後三時まで

福島県計量検定

二 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第二十九条第一項に規定する検査場所で行う検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
双葉郡広野町	非自動はかり、分銅及びおもり	十一月一日から十二月二 〇日まで(土曜日、日曜 日及び十二月四日を除く。)

(計量検定所)

福島県告示第五百六十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、白河矢吹地区に係る県営水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十五年九月三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年九月四日から
月二十四日まで (二十一日間)

同

三 縦覧の場所

白河市役所、須賀川市役所、鏡石町役場、泉崎村役場及び矢吹町役場

(農村計画課)

福島県告示第五百七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十五年九月三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年九月三日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道相馬 大内線	相馬市西山字水沢三二 六番一五地先から 同 市西山字水沢三二 六番一一八地先まで	変更前 変更後	一六・〇〇 一六・〇〇 一六・〇〇 二六・〇〇	一一一・〇 一一一・〇 一一一・〇 一一一・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十五年九月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道四五九号	耶麻郡西会津町奥川大字大綱木字 幕ノ内二六三八番一地从先から 同 郡同 町奥川大字大綱木字 幕ノ内二七〇四番二五地先まで	平成二十五年九月三日

(道路計画課)

公 告

公告第二百七十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年九月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

申請のあった年月日

平成二十五年八月十六日

- 二 名称 NPO法人ふくしま新文化創造委員会
- 三 代表者の氏名 佐藤 健太
- 四 主たる事務所の所在地 福島県福島市渡利字天神二十七番地の十七 ロケットビル
- 五 定款に記載された目的 この法人は、音楽、映画、舞踏、演劇、演芸等のエンターテイメントを主とした福島文化を育み、地域振興を促すとともに、児童生徒をはじめ広く日本の人々に供し、福島文化ならびに日本文化の発展に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百七十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年九月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年八月十五日
- 二 名称 NPO法人子ども支援ここさ
- 三 代表者の氏名 佐藤 有理恵
- 四 主たる事務所の所在地 福島県伊達市保原町字宮下二百五番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は現在及び未来の世代に対し、子どもを取り巻くよりよい生活環境を守るため、環境改善のための諸活動や環境保護活動、自然保護の普及啓発に関する事業、また、地域住民の年代を越えたつながりを大切にする活動、子どもたちがよりよい人間関係を築ける生活環境を整備するための諸活動を通じて、地域の子どもの取り巻く生活環境と自然環境の改善に努めることで、人と自然の調和のとれた持続可能な社会づくりに寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良法の役員が就任した旨届出があった。

平成二十五年九月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区
 袋原土地改良区
 就任した役員
 氏名 住所
 猪俣 治 河沼郡会津坂下町大字長井字花畑二二五四番地イ

(農村計画課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十五年四月二十六日付け定例第二千四百八十二号中(原稿誤り)

一八一	上	後ろか	耶麻郡西会津町奥川大字大綱 木字幕ノ内二六三八番一	耶麻郡西会津町奥川大字大綱 木字幕ノ内二七〇四番二五
下	二	同 郡同 町奥川大字大綱 木字幕ノ内二七〇四番二五	同 郡同 町奥川大字大綱 木字幕ノ内二六三八番一	同 郡同 町奥川大字大綱 木字幕ノ内二六三八番一